

ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会
第4回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等
について

・ KDDI	1
・ ウィルコム	5
・ フュージョン	9
・ QTN e t	12

KDDIへの追加質問への回答

2007年6月14日

KDDI株式会社

追加質問事項	KDDI回答
<p>(1) フルIP化への直前の時期になっても、高コスト地域でのIP網への移行が進まないため、PSTNを残さざるを得ない場合を前提に考えてください。この場合、いつまで経ってもIP網とPSTNが並存する状態が続くため、IP網とPSTNの両方を維持するのに莫大なコストがかかることとなります。仮に、高コスト地域でのIP網への移行を推進する方が低廉なコストですむのであるならば、IP網への移行費用を何らかの形で推進する枠組みは必要とお考えになりませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PSTNからIP網への移行過程では、メタルと光ファイバ網が並存することが考えられますが、いつまで並存状態を維持するのか、あるいはどの時点でPSTNを廃止／フルIP化するのか等の計画について、オープンかつ丁寧な議論を行うことが重要です。 ・その際には、具体的な移行方法、スケジュールに加え、ご指摘の費用面での移行推進の枠組みの是非や移行後のIP網の在り方等を含め、総合的な観点から検討を行うことが必要と考えますが、IP網への移行費用については、自社の設備更改費用として、他事業者ではなくNTT東・西殿自らが負担することが原則であると考えます。
<p>(2) IP化の進展に伴って、光ファイバや無線ブロードバンド等アクセス手段が多様化し、一つのアクセス手段を通じて音声・データ・映像といった多様なサービスが展開されることが期待されます。この場合、サービスとアクセス網を分離して、国民生活に不可欠な最低限のアクセス手段を確保する「ユニバーサルアクセス」といった考え方もあり得ると思います。この「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて、どう考えられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルアクセス」の定義については十分な議論を行うことが必要ですが、通信手段の多様化という環境変化を踏まえ、メタル回線をベースとしたPSTNという手段のみで「音声通話」を支えるという従来の枠組みから、多様なアクセス手段で「国民生活に不可欠」なサービスを支える枠組みへ変更することが必要と考えます。 ・その際には、複数のアクセス手段のうちから、いずれか一つを経済合理性の観点から選択することが適当と考えます。また、ユニバーサルサービス制度の対象は、コスト最小化の観点から、「国民生活に不可欠」なサービスのみとすべきと考えます。
<p>また、「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて賛成される場合、以下について質問します。</p>	
<p>① 現在、PSTNからIP網へ移行が進んでいますが、「ユニバーサルアクセス」を実際に制度化するのは、どの時点が適当とお考えですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービスの将来像は、PSTNの在り方と密接に関係します。PSTNからIP網への具体的な移行計画について、オープンかつ丁寧な議論を行い、明確化することが必要と考えます。

追加質問事項	KDDI 回答
<p>② 各社のプレゼン資料を拝見すると、仮に「ユニバーサルアクセス」を制度化しても、当面は音声サービスを前提に考えるべきとの意見が多いようです。仮に音声サービスに限定したとすると、一つのアクセス手段で多様なサービスが提供されるため、当該アクセス手段を音声サービス相当分に限定してコストリングする必要がありますが、このコストリングの方法について、どうお考えですか。</p>	<p>・当社は、ユニバーサルサービス制度の対象は、当面、「音声通話」に必要な機能に限定すべきと考えます。</p> <p>・当該コストリングにあたっては、具体的には個々のアクセス手段、提供形態／対象地域等によって個別に詳細な検討を行うことが必要ですが、例えば必要帯域やトラフィック量によってコスト配賦する方法等が考えられます。</p>
<p>③ 現在はユニバーサルサービスの対象が音声サービスに限定されているため、受益者である電話会社が負担金を拠出しております。しかしながら、「ユニバーサルアクセス」を制度化することにより、一つのアクセス網を通じて実現されるサービスが音声サービスに限定されないため、受益者である負担事業者の範囲が変わることになると思います。この場合の受益者(負担事業者)の範囲については、どうお考えですか。</p>	<p>・ユニバーサルサービスの将来像を検討するに際しては、費用負担の在り方についても、現行制度にとらわれることなく、あらためて整理を行うことが適当と考えます。</p> <p>・なお、どのようなアクセス手段でユニバーサルサービスを確保するとしても、国民に最低限度の生活を保障するという考え方に基づき、「国民生活に不可欠」なサービスをいかに安定的に維持するかという基本的な視点は変わるものではないと考えます。</p>
<p>(3) 【資料 4-1 P5,6】 多様なアクセス手段で「音声通話」を確保することについて、以下のとおり質問します。</p>	
<p>① 「IP 電話や携帯電話等の複数の手段のうちから」と複数の選択肢を考慮とする場合、その技術選択に当たっての基本的考え方、選定の基準はいかなるものとなりますか。例えばO-ABJ 品質の確保、緊急通報の確保等が基準となりえますか。</p>	<p>・技術的に通話をどのような品質で確保すべきか等については、経済合理性の観点を含めて十分に検討することが必要ですが、少なくとも緊急通報の確保は必須と考えます。</p> <p>・なお、緊急通報の確保が可能であれば、固定電話と同じ品質の確保は必須ではないと考えます。</p>

追加質問事項	KDDI 回答
<p>② 「経済合理性の観点から選択」とは、具体的にどのようなことですか。</p> <p>i 経済合理性により一つのアクセス手段を選択するための基準をどう設定されますか。単純なコスト比較だけで十分なのでしょうか。基準を設定する際には、異なる技術間の各特性・品質等の差を考慮するのでしょうか（Mobility の有無、一定の品質を超えた上での品質の差異、世帯単位と個人単位の契約の差異）。</p> <p>ii 高コスト地域において、経済合理性により一つのアクセス手段が選択され、当該アクセス手段が携帯電話等NTT東西以外のネットワークである場合、既にサービスを提供しているNTT東西は当該高コスト地域から撤退することを認めるべきとお考えですか。また、NTT東西以外の事業者のアクセス回線が選択される場合に、最終的なサービス提供者を確保することが必要とお考えですか。</p> <p>iii NTT東西が高コスト地域から撤退する場合に、NTT東西と契約している利用者は、NTT東西と契約を解除せざるを得ず、望まない場合であっても携帯電話事業者等他の適格電気通信事業者と契約をしなければならないが、利用者サイドからの要望を踏まえる必要についてはどのようにお考えですか。それを防止するための手段は何かありますか。</p>	<p>・アクセス手段を選択する基準について、当社は、ユニバーサルサービス制度の趣旨に基づけば、異なる技術間の各特性・品質等の差を考慮することが必要になるものと考えますが、最終的には経済合理性を軸とした検討を行うべきと考えます。具体的には、地域ごとの特性等を考慮する必要があるため、全国で一律に設定することは困難であり、事例ごとに詳細かつ丁寧な検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>・仮に、ユニバーサルサービスとして、NTT東・西以外のアクセス手段が選択された場合であっても、いかに最終的なサービス提供者を確保するかについては、十分な検討を行うことが必要と考えます。当該議論を踏まえて、NTT東・西の提供義務の取扱いについても慎重に検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>・ユニバーサルサービスの確保にあたっては、お客様のご要望を踏まえることが重要であると考えます。しかしながら、国民全体の利益に結びつくことが明らかである場合等については、ご質問のようなお客様に対しても、個別に事情を説明し、ご納得いただく努力を行うことが必要と考えます。</p> <p>・なお、ユニバーサルサービス制度によってNTT東・西以外のアクセス手段を選択する場合であっても、高コスト地域から撤退するかどうかは、NTT東・西の事業判断であり、同制度によって撤退を義務づけられるものではないと考えます。</p>

追加質問事項	KDDI 回答
<p>③ 「選択」する場合の業務区域は、具体的にどのような範囲をイメージしていますか。</p> <p>・現行の制度では都道府県単位ですが、これとの比較においてどうお考えですか。また、こうした業務区域を決める際の判断基準・考え方をどうするべきとお考えですか。既存の NTT 東西のネットワーク構造（MA の範囲等）に依拠するべきか、他事業者の参入実績・今後の参入可能性等に依拠するべきか、それとも、それとはニュートラルな行政区域ごとの区域が望ましいと考えられますか。</p>	<p>・業務区域については、ご質問のとおりMA単位とすることも考えられますが、選択されたアクセス手段によって、判断基準が変わることが想定されます。アクセス手段の特性や、他事業者の参入可能性等から、総合的に判断することが必要になると考えます。</p>
<p>④ 料金の affordability をどのように考えますか。</p> <p>・異なるアクセス回線により音声通話サービスが提供される場合に、「利用可能な料金」の観点から、これらのサービス間で生じる料金差をどのようにお考えですか。</p>	<p>・サービス間の料金差を含むお客様提供料金の問題を考えるにあたっては、料金水準のみならず、利便性、維持コスト等の検討要素を加味して、affordability を総合的に判断することが必要になると考えます。</p>
<p>(4) 【資料 4-1 P9】</p> <p>将来のユニバーサルサービス制度を検討するにあたり、「事業者の選定にあたっては、NTT東・西のアクセス部門分離により、アクセス部門に音声通話機能の確保を担わせる方法(※)も考えられる。</p> <p>(※)例えば、入札や指名等により、携帯電話や衛星等のアクセス手段の中から、最も経済合理性のある一つの手段を分離後のアクセス部門が競争中立的に調達」と提案されていますが、これについて、以下のとおり質問します。</p>	
<p>① 「アクセス部門分離」とあるが、これは具体的にどのような意味ですか。</p>	<p>・例えば、英国のBTのように卸売部門のアクセス関連機能を切り出す方法や、機能分離と合わせて資本分離を行う方法等が考えられます。分離後のアクセス部門にユニバーサルサービス提供義務を課すことも、アクセス部門以外の事業者を適格事業者とすることも想定可能であり、十分な検討を行うことが必要です。</p> <p>・ユニバーサルサービスの将来像については、アクセス部門分離等と合わせて総合的な見地から検討を行うことが必要と考えます。</p>
<p>② アクセス部門を分離した場合の適格事業者は、NTT 東西の分離後のサービス提供部門を除くアクセス部門のみを想定していますか（NTT 東西の分離後のアクセス部門以外の事業者を適格事業者として想定していないのですか）。</p>	

ウィルコムへの追加質問

- (1) フル IP 化への直前の時期になっても、高コスト地域での IP 網への移行が進まないため、PSTN を残さざるを得ない場合を前提に考えてください。

この場合、いつまで経っても IP 網と PSTN が並存する状態が続くため、IP 網と PSTN の両方を維持するのに莫大なコストがかかることとなります。

仮に、高コスト地域での IP 網への移行を推進する方が低廉なコストですむのであるならば、IP 網への移行費用を何らかの形で推進する枠組みは必要とお考えになりませんか。

- A : 弊社のプレゼンでも申しましたが、IP 網と PSTN 網を並存させることよりも、PSTN 網を IP 網へ移行させる方が費用として安くなるのであれば、移行を促進させるべきであり、そのために何らかの枠組みが必要であるならば、その枠組みを構築することに賛同いたします。

- (2) IP 化の進展に伴って、光ファイバや無線ブロードバンド等アクセス手段が多様化し、一つのアクセス手段を通じて音声・データ・映像といった多様なサービスが展開されることが期待されます。

この場合、サービスとアクセス網を分離して、国民生活に不可欠な最低限のアクセス手段を確保する「ユニバーサルアクセス」といった考え方もあり得ると思います。

この「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて、どう考えられますか。

また、「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて賛成される場合、以下について質問します。

- ① 現在、PSTN から IP 網へ移行が進んでいますが、「ユニバーサルアクセス」を実際に制度化するのは、どの時点が適切とお考えですか。

- A : ユニバーサルアクセスの導入に関しましては、検討の結果、導入することにメリットがあると判明した時点より、なるべく早く準備を進めていくのがよいと考えます。

- ② 各社のプレゼン資料を拝見すると、仮に「ユニバーサルアクセス」を制度化しても、当面は音声サービスを前提に考えるべきとの意見が多いようです。仮に音声サービスに限定したとすると、一つのアクセス手段で多様なサービスが提供されるため、当該アクセス手段を音声サービス相当分に限定してコ

スティングする必要がありますが、このコストイングの方法について、どうお考えですか。

A : コスティングについては、当然、ユニバーサルアクセス部分に限定すべきであると考えます。

- ③ 現在はユニバーサルサービスの対象が音声サービスに限定されているため、受益者である電話会社が負担金を拠出しております。しかしながら、「ユニバーサルアクセス」を制度化することにより、一つのアクセス網を通じて実現されるサービスが音声サービスに限定されないため、受益者である負担事業者の範囲が変わることになると思います。この場合の受益者(負担事業者)の範囲については、どうお考えですか。

A : 受益者負担の基本的考え方は、踏襲すべきと考えます。また、範囲、考え方等については、十分に議論すべきものと考えており、数年単位で変更すべきではないと考えており、そのためには、長期的なスタンスで議論すべきものと考えます。

(3)【資料4-2 P2】

ウィルコムプレゼン資料2頁のSTEP1とSTEP2について、質問します。

- ① STEP1とSTEP2のアクセス回線における無線回線とは、具体的に何を想定していますか。PHSや携帯電話もアクセス手段になりうるのでしょうか。

A : STEP1 においては、当然、アクセスという観点からは、PHSも携帯電話も手段に成りえるものと考えます。なお、STEP2については、ユニバーサルサービスをどのレベルに設定するのか、そのサービスを提供するための条件であるユニバーサルアクセスをどのように決めるかによります。

- ② STEP2における音声通話+緊急通報のほか対象となる「 α 」とは、いかなるサービスを想定していますか。

A : これから議論すべきものと考えていますが、STEP2 においては、ブロードバンドが普及し、ユビキタス社会が実現しており、その際、電子政府、自治体等ブロードバンドによる生活に不可欠なサービスの範囲が広がるものと考えています。

(4)【資料 4-3 P3】

「アクセス設備としてPHSを活用した例」は具体的にはNTT東西のMAごとぐらいの

範囲でアクセス設備として利用することが可能でしょうか。その場合、固定系と比べてどの程度の費用削減効果が期待できるのでしょうか。

A： 実際の例があればいいのですが、現時点で、例がないためわかりません。ただ、言えることは、国内においても、すでにNTTにおいてPHSを活用した例もあり、費用削減効果は望めるものと考えております。

(5)【資料 4-3 P5】

適格事業者の範囲、業務区域、区域ごとの適格事業者の数について、プレゼンをしていただきましたが、これについて、以下の点を確認させてください。

① 高コスト地域において、一つのアクセス手段が選択され、当該アクセス手段がNTT東西以外のネットワークである場合、既にサービスを提供しているNTT東西は当該高コスト地域から撤退することを認めるべきとお考えでしょうか。また、NTT東西以外の事業者のアクセス回線が選択される場合に、最終的なユニバーサルサービス提供者を確保することが必要と考えませんか。

A： 弊社のプレゼンでも申したとおり、適格事業者は、一つの地域につき、一つの事業者に限すべきであると考えます。また、適格事業者がいない場合は、NTT東西が適格事業者になるべきであると考えます。

② NTT東西が高コスト地域から撤退する場合に、NTT東西と契約している利用者は、NTT東西と契約を解除せざるを得ず、望まない場合であっても携帯電話事業者等他の適格電気通信事業者と契約をしなければならないが、利用者サイドからの要望を踏まえる必要についてはどのようにお考えか。それを防止するための手段は何かありますか。

A： 適格事業者からNTT東西が外れることと、高コスト地域からNTT東西が撤退することは別問題と考えます。なお、ユーザ保護対策については、サービス提供事業者が責任を持って、自社のユーザに対応するよう努めるべきであると考えます。

③ 適格事業者の業務区域は、現行制度では都道府県単位であるが、これとの比較において、今後どうあるべきとお考えですか。また、こうした業務区域を決める際の判断基準・考え方をどうするべきとお考えでしょうか。既存のNTT東西のネットワーク構造(MAの範囲等)に依拠するべきか、他事業者の参入実績・今後の参入可能性等に依拠するべきか、それとも、それとはニュートラルな行政区域ごとの区域が望ましいとお考えでしょうか。

A : 現時点においては、都道府県単位よりも細かい単位にすべきであると考えておりますが、具体的な案はございません。

フュージョンへの追加質問(回答)

(1) フル IP 化への直前の時期になっても、高コスト地域での IP 網への移行が進まないため、PSTN を残さざるを得ない場合を前提に考えてください。

この場合、いつまで経っても IP 網と PSTN が並存する状態が続くため、IP 網と PSTN の両方を維持するのに莫大なコストがかかることとなります。

仮に、高コスト地域での IP 網への移行を推進する方が低廉なコストですむのであれば、IP 網への移行費用を何らかの形で推進する枠組みは必要とお考えになりませんか。

高コスト地域での IP 網への移行を推進するほうが、低廉な維持コストで済むのであるならば、IP 網への移行費用を推進する枠組みは必要と考えます。

(2) IP 化の進展に伴って、光ファイバや無線ブロードバンド等アクセス手段が多様化し、一つのアクセス手段を通じて音声・データ・映像といった多様なサービスが展開されることが期待されます。

この場合、サービスとアクセス網を分離して、国民生活に不可欠な最低限のアクセス手段を確保する「ユニバーサルアクセス」といった考え方もあり得ると思います。

この「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて、どう考えられますか。

「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて賛成しますが、それにより提供されるユニバーサルサービスの中身についても議論が重要と考えます。

また、「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて賛成される場合、以下について質問します。

① 現在、PSTN から IP 網へ移行が進んでいますが、「ユニバーサルアクセス」を実際に制度化するのは、どの時点が適切とお考えですか。

実際に制度化する時期は、フェーズ 2 (2010 年度以降) が適切であると考えます。

② 各社のプレゼン資料を拝見すると、仮に「ユニバーサルアクセス」を制度化しても、当面は音声サービスを前提に考えるべきとの意見が多いようです。仮に音声サービスに限定したとすると、一つのアクセス手段で多様なサービスが提供されるため、当該アクセス手段を音声サービス相当分に限定してコストリングする必要がありますが、このコストリングの方法について、どうお考えですか。

アクセス手段ごとに音声サービス相当分をトラフィック按分等で算出しコストリングする方法等が適切だと考えますが、他にも様々な方法あると思われしますので、今後とも十分な議

論が必要です。

- ③ 現在はユニバーサルサービスの対象が音声サービスに限定されているため、受益者である電話会社が負担金を拠出しております。しかしながら、「ユニバーサルアクセス」を制度化することにより、一つのアクセス網を通じて実現されるサービスが音声サービスに限定されないため、受益者である負担事業者の範囲が変わることになると思います。この場合の受益者(負担事業者)の範囲については、どうお考えですか。

そのアクセス回線を利用するユーザーが接続可能である電気通信サービス（音声サービス以外のブロードバンドサービス・映像サービス等々を含む）を提供する事業者まで拡大すべきと考えます。

(3) 【資料 4-2 P4】

- ① 高コスト地域において、補てん対象額が最少となるアクセス方式を選択する場合において、当該アクセス手段が携帯電話等NTT東西以外のネットワークである場合、既にサービスを提供しているNTT東西は当該高コスト地域から撤退することを認めるべきとお考えですか。また、NTT東西以外の事業者のアクセス回線が選択される場合に、最終的なサービス提供者を確保することが必要とお考えですか。

NTT 東西の経営判断として NTT 東西の撤退を認めてもよいと考えますが、その場合は、NTT 東西以外の事業者が他事業者との相互接続を含めて、最終的なサービス提供事業者が確保されることが条件です。

- ② NTT東西が高コスト地域から撤退する場合に、NTT東西と契約している利用者は、NTT東西と契約を解除せざるを得ず、望まない場合であっても携帯電話事業者等他の適格電気通信事業者と契約をしなければならないが、利用者サイドからの要望を踏まえる必要についてはどのようにお考えですか。それを防止するための手段は何かありますか。

利用者からは、サービス内容が変わらないこと、料金値上げにならないこと等の要望が想定されます。当該地区での NTT 東西の電話サービスが補填対象外となれば、ユーザー料金を値上げする状況になると想定します。この場合、NTT 東西以外の適格通信事業者が補填を受けることにより、従来と変わらないサービス内容と変わらない料金で提供できるよう検討することが必要と考えます。

(4) 【資料 4-2 P8】

- ・ 不採算地域における IP 網構築の主たる担い手を自治体と仮定するなら、この場合

の業務区域の範囲を現行の県域単位から市町村単位に見直すことが適切とお考えですか？

I P 網構築の主体を自治体と仮定した場合、原則市町村単位になると思われます。

QTNetへの追加質問

- (1) フル IP 化への直前の時期になっても、高コスト地域での IP 網への移行が進まないため、PSTN を残さざるを得ない場合を前提に考えてください。

この場合、いつまで経っても IP 網と PSTN が並存する状態が続くため、IP 網と PSTN の両方を維持するのに莫大なコストがかかることとなります。

仮に、高コスト地域での IP 網への移行を推進する方が低廉なコストですむのであるならば、IP 網への移行費用を何らかの形で推進する枠組みは必要とお考えになりませんか。

【QTNet 回答】

不採算地域のフル IP 化への移行は、自治体が行うのか、NTT 殿が実施されるのか、又は他の通信事業者が行うのか等、地域によって異なることが考えられるが、不採算地域への移行費用については、国の支援策等で補填する枠組みが必要ではないかと考えます。

- (2) IP 化の進展に伴って、光ファイバや無線ブロードバンド等アクセス手段が多様化し、一つのアクセス手段を通じて音声・データ・映像といった多様なサービスが展開されることが期待されます。

この場合、サービスとアクセス網を分離して、国民生活に不可欠な最低限のアクセス手段を確保する「ユニバーサルアクセス」といった考え方もあり得ると思います。

この「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて、どう考えられますか。

【QTNet 回答】

現行のユニバーサルサービスである固定電話の場合は、インフラ（アクセス網）とサービスが一体であったが、ブロードバンドサービスの場合、ひとつのアクセス網に複数のサービスが重畳されるので、インフラ部分（ブロードバンドアクセス）とサービスを分離して考える「ユニバーサルアクセスの概念」は、妥当と考えます。

また、「ユニバーサルアクセス」の概念を導入することについて賛成される場合、以下について質問します。

- ① 現在、PSTN から IP 網へ移行が進んでいますが、「ユニバーサルアクセス」を実際に制度化するのは、どの時点が適切とお考えですか。

【QTNet 回答】

「ユニバーサルアクセス」の概念を導入すること、つまりフル IP 化を推進するために、まずは移行目標時期を設定してフル IP 化に向けたプロセス、具体的課題を明確にし、その実現に向けた方策を議論していくことが必要であると考えます。

(例えば、ブロードバンドゼロ地域解消が進展する 2010 年を基点に 5 年後の 2015 年を目標とすることが考えられます。)

- ② 各社のプレゼン資料を拝見すると、仮に「ユニバーサルアクセス」を制度化しても、当面は音声サービスを前提に考えるべきとの意見が多いようです。仮に音声サービスに限定したとすると、一つのアクセス手段で多様なサービスが提供されるため、当該アクセス手段を音声サービス相当分に限定してコストリングする必要がありますが、このコストリングの方法について、どうお考えですか。

【QTNet 回答】

ユニバーサルアクセスに複数のサービスが重畳された場合で I P 電話 (0AB-J) をユニバーサルサービスとした場合、ユニバーサルアクセスの維持費については、サービス単位での配分比率 (帯域按分など) を算定して、I P 電話の比率分を補填することが考えられます。

- ③ 現在はユニバーサルサービスの対象が音声サービスに限定されているため、受益者である電話会社が負担金を拠出しております。しかしながら、「ユニバーサルアクセス」を制度化することにより、一つのアクセス網を通じて実現されるサービスが音声サービスに限定されないため、受益者である負担事業者の範囲が変わることになると思います。この場合の受益者(負担事業者)の範囲については、どうお考えですか。

【QTNet 回答】

ユニバーサルアクセスの維持費については、ユニバーサルアクセスを通じて実現される複数のサービスについて、サービスごとの受益者 (事業者、利用者) が負担する必要があると考えます。

(3) 【資料 4-4 P6】

現在提供中の 0ABJ-IP 電話は、停電時に通話ができなくなるが、こうした点を踏まえて、現行の 0ABJ-IP 電話の品質等は十分とお考えですか。

【QTNet 回答】

0ABJ-IP 電話の停電対策については、停電時に端末機器等に給電するための「無停電電源装置」を利用したバックアップの方策など、今後検討していく必要があると考えます。

(4) 【資料 4-4 P7】

- ① コンテンツをユニバーサルサービスの対象として考えるとは、具体的にどういう意味ですか。コンテンツアクセスのための通信サービスをユニバーサルサービスと位置づけるとの意味ですか。
- ② このような新しいコンテンツをユニバーサルサービスと考える場合、受益者である負担金の拠出主体の範囲について、どのように考えられますか。

【QTNet 回答】

- ここでは、一般的にいう広い意味でのコンテンツをユニバーサルサービスの対象と考えるのではなく、地域に密着し、国民生活に不可欠なサービスとなり得るものに限定して、ユニバーサルサービスの対象と考えています。
- 例えば、今後高齢化社会が進展してくると、予防医療の観点から高齢者の健康・福祉を目的としたサービスが出現し、こうしたブロードバンドを活用した遠隔医療などの新しいコンテンツがユニバーサルサービスの役割として期待されます。
- この場合、サービスの受益者としては、福祉サービスを提供する自治体、医療サービスを提供する医療機関、これらのサービスを受ける利用者などが考えられます。

(5) 【資料 4-4 P9】

- ① 自治体がアクセス網を整備し、NTT東西以外の事業者がサービスを提供する場合において、既にサービスを提供しているNTT東西は当該高コスト地域から撤退することを認めるべきとお考えですか。このように、NTT東西以外の事業者のアクセス回線が選択される場合に、最終的なサービス提供者を確保することが必要とお考えか。

【QTNet 回答】

- 自治体がアクセス網を整備し、NTT 東西以外の事業者がサービスを提供する場合においては、当該地域においては、NTT 東西も含めて複数の適格電気通信事業者が存在することになるので、当該地域については、NTT 東西を適格電気通信事業者から外すこと（つまり NTT の撤退を認めること）が考えられます。
- また、NTT 東西に変わってサービスを提供する適格電気通信事業者は、最終的なサービス提供者として指定して確保する必要があります。

- ② NTT東西が高コスト地域から撤退する場合に、NTT東西と契約している利用者は、NTT東西と契約を解除せざるを得ず、望まない場合であっても他の適格電気通信事業者と契約をしなければならないが、利用者サイドからの要望を踏まえる必要についてはどのようにお考えですか。それを防止するための手段は何かありますか。

【QTN Net 回答】

NTT東西が固定電話サービスを撤退する場合は、利用者にご理解いただけるよう十分な期間を設け説明を行う事が必要と考えます。

- ③ 不採算地域における IP 網構築の主たる担い手を自治体と仮定するならば、この場合の業務区域の範囲を現行の県域単位から市町村単位に見直すことが適当とお考えでしょうか。

【QTN Net 回答】

不採算地域における IP 網構築の主たる担い手を自治体と仮定した場合、業務区域の範囲は、自治体の行政区域（市町村単位）となることから、業務区域の範囲を現行の県単位から市町村単位に見直すことが適当と考えます。